第十二条第六項の表市町村の項第三号港湾における外郭施設の延長の算式中「$\sum_{n=12}^{21}$」を「$\sum_{n=12}^{22}$」に、「6,130円」を「6,110円」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の算式の符号C_5中「係るものを除く。）」の下に「（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）」を加え、同号港湾における外郭施設の延長の算式の符号D_{13}中「0.020」を「0.021」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の算式の符号D_{15}を次のように改める。

D_{15}＝0.034	

第十二条第六項の表市町村の項第三号港湾における外郭施設の延長の算式の符号D_{18}中「0.031」を「0.030」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の算式の符号D_{19}ア中「0.009」を「0.044」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の算式の符号D_{21}の次に次のように加える。

D_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.007
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.007

第十二条第六項の表市町村の項第三号漁港における外郭施設の延長の算式中「$\sum_{n=12}^{21}$」を「$\sum_{n=12}^{22}$」に、「4,710円」を「4,400円」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号C_5中「係るものを除く。）」の下に「（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）」を加え、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{15}を次のように改める。

D_{15}＝0.034	

第十二条第六項の表市町村の項第三号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{18}中「0.031」を「0.030」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{19}ア中「0.009」を「0.030」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{19}イ中「0.009」を「0.044」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{21}の次に次のように加える。

D_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.007
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.007

第十二条第六項の表市町村の項第四号算式中「$\sum_{n=13}^{21}$」を「$\sum_{n=13}^{22}$」に、「$\sum_{n=14}^{21}$」を「$\sum_{n=14}^{22}$」に、「$\sum_{n=7}^{21}$」を「$\sum_{n=7}^{22}$」に、「$\sum_{n=12}^{21}$」を「$\sum_{n=12}^{22}$」に、「1,100円」を「1,050円」に改め、同号算式の符号C_{17}中「0.0140」を「0.0243」に、「0.0198」を「0.0297」に改め、同号算式の符号C_{18}中「0.0144」を「0.0140」に改め、同号算式の符号C_{19}ア中「0.0095」を「0.0149」に改め、同号算式の符号C_{19}イ中「0.0095」を「0.0216」に改め、同号算式の符号C_{21}の次に次のように加える。

C_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.0077
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0077

第十二条第六項の表市町村の項第四号算式の符号O_{17}中「0.0140」を「0.0243」に、「0.0198」を「0.0297」に改め、同号算式の符号O_{18}中「0.0144」を「0.0140」に改め、同号算式の符号O_{19}ア中「0.0095」を「0.0149」に改め、同号算式の符号O_{19}イ中「0.0095」を「0.0216」に改め、同号算式の符号O_{21}の次に次のように加える。

O_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.0077
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0077

第十二条第六項の表市町村の項第四号算式の符号U_{17}中「0.066」を「0.065」に改め、同号算式の符号U_{19}ア中「0.015」を「0.049」に改め、同号算式の符号U_{19}イ中「0.015」を「0.070」に改め、同号算式の符号U_{21}の次に次のように加える。

U_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.011
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.011

第十二条第六項の表市町村の項第四号算式の符号W_{17}中「0.0140」を「0.0243」に、「0.0198」を「0.0297」に改め、同号算式の符号W_{18}中「0.0144」を「0.0140」に改め、同号算式の符号W_{19}ア中「0.0095」を「0.0149」に改め、同号算式の符号W_{19}イ中「0.0095」を「0.0216」に改め、同号算式の符号W_{21}の次に次のように加える。

W_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.0077
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0077

第十二条第六項の表市町村の項第四号算式の符号Y_{17}中「0.0233」を「0.0405」に、「0.0330」を「0.0495」に改め、同号算式の符号Y_{18}中「0.0240」を「0.0233」に改め、同号算式の符号Y_{19}ア中「0.0158」を「0.0248」に改め、同号算式の符号Y_{19}イ中「0.0158」を「0.0360」に改め、同号算式の符号Y_{21}の次に次のように加える。

Y_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.0128
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0128

第十二条第六項の表市町村の項第四号算式の符号AA_{17}中「0.0140」を「0.0243」に、「0.0198」を「0.0297」に改め、同号算式の符号AA_{18}中「0.0144」を「0.0140」に改め、同号算式の符号AA_{19}ア中「0.0095」を「0.0149」に改め、同号算式の符号AA_{19}イ中「0.0095」を「0.0216」に改め、同号算式の符号AA_{21}の次に次のように加える。

AA_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの	0.0077
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0077

第十二条第六項の表市町村の項第五号算式中「635円」を「611円」に改め、同号算式の符号中「D_{15}＝0.0174」を「D_{15}＝0.0172」に改める。

第十二条第六項の表市町村の項第六号算式中「$\sum_{n=14}^{21}$」を「$\sum_{n=14}^{22}$」に、「$\sum_{n=18}^{21}$」を「$\sum_{n=18}^{22}$」に、「$\sum_{n=12}^{21}$」を「$\sum_{n=12}^{22}$」に、「$\sum_{n=16}^{21}$」を「$\sum_{n=16}^{22}$」に、「100円」を「94円」に改め、「$\sum_{n=12}^{12}(P_n \times Q_n)$」を削り、「$R_n$」を「$P_n$」に、「$S_n$」を「$Q_n$」に、「$T_n$」を「$R_n$」に、「$U_n$」を「$S_n$」に、「$V_n$」を「$T_n$」に、「$W_n$」を「$U_n$」に、「$X_n$」を「$V_n$」